

大洗町公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）の計画を定めたので、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の翌日から起算して 15 日以内に大洗町長に審査請求をすることができる。

また、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 8 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、大洗町長を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 10 月 7 日

大洗町長 國井 豊

1 縦覧に供する書類

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）計画書の写し

2 縦覧期間

令和 8 年 10 月 7 日から同年 10 月 26 日まで

3 縦覧場所

大洗町役場農林水産課（住所：大洗町磯浜町 6881 番地の 275）